

入院時の食事療養費について

入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)を届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温(夕食は午後6時以降)で提供しています。

尚、入院時の食事療養費の自己負担額は以下のとおりです。

所得区分		令和7年4月1日時点
70歳未満	70歳以上	1食につき510円
区分ア	現役並みⅢ	
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円
	過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	1食につき190円
	低所得Ⅰ	1食につき110円

また、予め定められた日に予めお知らせしたメニューから以下の自己負担により特別メニューの食事を希望により選択できます

選択メニュー(事前申込制)	1食につき17円
---------------	----------